

## —— 条例制定の経緯 ——

### <条例の必要性>

暴力団は近年、振り込め詐欺、薬物密売など、多種多様な犯罪に関与し、民事介入暴力、行政対象暴力に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等の各種事業に介入し、多額の資金を得て、組織を拡大し、市民や事業者に大きな脅威を与えています。

こうした状況から、全国的に暴力団排除条例制定の機運が高まり、北海道においても平成23年4月1日に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行され、道内においても、ほとんどの自治体が条例を制定している状況です。

道条例では、公共事業や公共施設から暴力団を排除することが規定されていますが、恵庭市の公共事業や公共施設に対しては、その規制が及ばないことから、これを補完し、また、市民や事業者が暴力団との関係を断ち切るために、市における条例制定が必要となり、市民、事業者及び関係行政機関が連携して、地域社会全体として、暴力団排除に取り組む姿勢を明確に示し、安全で安心な市民生活の確保と、事業活動の健全な発展を目指すため、条例を制定する必要があります。

### <要望書の提出>

○平成26年6月30日

恵庭市暴力団追放運動推進協議会から、市長、議長へ「暴力団排除条例」の制定要望書が提出されました。



「恵庭市の公共事業や公共施設から暴力団を排除し、市民や事業者が暴力団との関係を断ち切るために条例を制定し、市、市民、事業者及び関係行政機関が連携し、暴力団排除に取り組む姿勢を明確に示し、安全で安心な市民生活の確保と事業活動の健全な発展を目指すため、条例を制定することを要望します。」

### <恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会での検討>

○平成26年7月1日

(第1回 恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会)

恵庭市暴力団追放運動推進協議会から「暴力団排除条例の制定」についての要望を受け、北海道警察より「最近の暴力団の動向や暴排条例について」の講演を受け、実行委員会として、市へ暴排条例に向けての提言を行うべく、委員会内に専門部会を設置し、提言のための検討を行うことを決定しました。

○平成 26 年 7 月 30 日

（第 1 回（仮称）暴力団排除条例制定検討専門部会）

北海道及び他市の条例項目の比較、条例のイメージ、素案の概要について協議しました。

○平成 26 年 8 月 22 日

（第 2 回（仮称）暴力団排除条例制定検討専門部会）

暴力団排除条例素案及び提言内容についての検討をしました。

○平成 26 年 9 月 4 日

（第 2 回 恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会）

専門部会からの報告と提言（案）の最終確認をしました。

#### <提言書の提出>

○平成 26 年 9 月 9 日

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会から市長へ暴力団排除条例制定に向けての提言書が提出されました。



#### <パブリックコメントの実施>

○平成 26 年 10 月 1 日～10 月 30 日

意見等はありませんでした。

#### <条例の公布>

○平成 26 年 11 月 28 日に開催された平成 26 年第 4 回定例会において議決を受け、12 月 16 日に公布し、平成 27 年 4 月 1 日に施行します。